

目次

四国運輸局編

《法令の改正》

◎車 両 法：平成29年5月26日
法律第40号まで

◎施行規則：平成29年9月29日
国土交通省令第56号まで

◎点検基準：平成27年7月1日
国土交通省令第51号まで

◎審査規程：平成29年11月22日
第14次改正まで

■ 本書の使い方	2
■ 最近の主な法令等の改正	3

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	8
3 自動車の点検整備制度	14
4 自動車の検査制度	18
5 整備工場の認証制度	28
6 指定制度（工場関係）	36
7 指定制度（検査員関係）	45
8 指定制度（保安基準適合証関係）	48
9 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	71

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	80
2 自動車の装置一般	91
3 自動車の車体関係	104
4 自動車の室内関係	115
5 自動車の騒音・排ガス関係	130
6 自動車の灯火関係（前方）	147
7 自動車の灯火関係（後方）	162
8 警音器・後写鏡・速度計 他	176

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	191
-----------	-----

第4章 年度別試験問題

1 平成29年度 第1回	230
2 平成29年度 第2回	242
3 平成28年度 第1回	252
4 平成28年度 第2回	263
5 平成27年度 第1回	275
6 平成27年度 第2回	285

● 第1章 ● 車両法

● 第2章 ● 保安基準

● 第3章 ● 計算問題

● 第4章 ● 年度別試験問題

本書の使い方

本書は、四国運輸局において平成25年度から平成29年度までに行われた合計10回分の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

ジャンルは大きく次の4つに区分してあります。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 第1章 車両法 (9区分) | 第2章 保安基準 (8区分) |
| 第3章 計算問題 (4年分 (8回)) | 第4章 年度別試験問題 (3年分 (6回)) |

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

- ①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する
- ②選択穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択枠内から選んで記号で記入する
- ③単純穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を考えて文字又は数値で記入する

本書では、○×式はそのまま、穴埋め問題については全て単純穴埋め式としました。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[28.1]であれば、平成28年度第1回の試験問題であることを示します。[28.1/27.1]の場合は、28年度第1回と27年度第1回に同じ問題が出題されていることを示します。

[26.1改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に法改正があった部分について、改正後の法令に合うように問題文を書き替えていることを示します。主に保安基準の問題が該当します。なお、本書は平成29年11月22日時点の法令（審査規程第14次改正まで）を基準としています。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいため、編集部で一部、手を加えている部分もあります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが、本書では「審査事務規程」を取り上げています。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題について、計算式を示し、わかりやすく解説しています。

第4章の年度別試験問題は、平成29年から過去4年分（8回分）の問題を年度ごとにまとめてあります。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。また、計算問題の計算式については省略しています。第3章を参照して下さい。

保安基準は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて弊社発行の「自動車検査ハンドブック平成30年版」（定価2000円）をご活用下さい。

法令改正について：基本的に平成29年11月22日時点での法令（審査規程第14次改正まで）に対応しています。したがって、11月22日以降の法令改正については、御注意下さい。

また、本書に訂正箇所が生じた場合、弊社ホームページにて内容を掲載致します。お手数ですがそちらをご確認下さい。⇒<http://www.kouronpub.com>（または「公論出版」で検索）

平成30年6月
編集担当：岩堀／安藤

最近の主な法令等の改正 (平成29年1月～12月)

◆◇ 審査規程 ◇◆

●第13次改正／平成29年11月施行

①審査事務規程の構成大幅見直し

改造等による変更のない使用過程車に適用される第8章の規定が大幅に削除された。

②排気管開口部の基準追加

排気管の開口部について、車体から突出している場合等の基準が具体化された。

●第11次改正／平成29年6月施行

①突入防止装置基準強化

平成31年9月1日以降に製作された自動車について、断面高さ等の基準が強化された。

②車体の外形基準明確化

排気管を大きく上方へ延長した消音器（通称、竹槍マフラー）については車枠及び車体の基準に適合しないとイラストにより明確化した。また、乗車定員9人以下の乗用自動車のタイヤのはみ出しについて、10mm未満まで適合すると緩和された。

③近接排気騒音相対値規制導入

平成28年10月1日以降に製作された自動車（二輪を除く）の近接排気騒音が検査証の備考欄に記載されている値から5dBを超えてはならないこととなった。

④排気管開口方向の基準削除

排気管の開口方向の傾きは車両中心線に対して左右30°以下であることと定められていたが、この基準が削除された。

●第10次改正／平成29年5月施行

①すれ違い用前照灯基準緩和

従来、右側通行用の配光特性を有するすれ違い用前照灯は基準不適合とされていた。しかし、一定の要件を満たすものについては基準に適合すると緩和した。

●第8次改正／平成29年4月施行

①物品積載装置基準明確化

物品積載装置に備える積載物飛散防止装置について、煽側面に備えている場合等を含め、基準を明確化した。

●第7次改正／平成29年2月施行

①警告灯継続点灯時の取扱い更なる明確化

第6次改正において、原動機、エアバッグ、制動装置もしくはABSの警告灯が継続点灯している場合には「審査中断」されることが定められたところであるが、新たに平成27年7月1日以降に製作された自動車については「保安基準に適合しない」と明確化された。

②座席ベルト装備要件の追加

自動車の製作年月日により異なるが、通路に備える補助座席に2点式座席ベルトの装着が必要となった。また、平成31年11月15日以降に製作された自動車に任意に座席ベルトを装備した場合、装置の指定を受けている等性能要件が規定された。

③速度計の視認要件明確化

基準「運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものであること」が追加された。

● 第1章 車両法 ●

1. 目的・用語・自動車の種別

- 1. 車両法の目的 6
- 2. 用語の定義 6
- 3. 自動車の種別 7
- 4. 自動車の種別の内容 7

2. 自動車の登録制度

- 1. 登録の一般的効力 8
- 2. 新規登録の申請 9
- 3. 自動車登録番号標の封印等 10
- 4. 変更登録 11
- 5. 移転登録 11
- 6. 抹消登録 11
- 7. 自動車登録番号標の表示の義務 11
- 8. 打刻の塗まつの禁止 13
- 9. 臨時運行 14

3. 自動車の点検整備制度

- 1. 点検及び整備の義務 14
- 2. 日常点検整備 14
- 3. 定期点検整備 15
- 4. 点検整備記録簿 16
- 5. 整備管理者 17
- 6. 整備命令 17

4. 自動車の検査制度

- 1. 自動車の検査及び自動車検査証 18
- 2. 新規検査 18
- 3. 自動車検査証の記載事項 19
- 4. 自動車検査証の有効期間（法令） 19
- 5. 自動車検査証の有効期間（起算日） 20
- 6. 自動車検査証の有効期間（実務） 21
- 7. 継続検査 22
- 8. 自動車検査証の備付け等 23
- 9. 自動車検査証の記載事項の変更
及び構造等変更検査 24
- 10. 再交付 25
- 11. 予備検査 25
- 12. 限定自動車検査証 25
- 13. 自動車部品を装着した場合の取扱い 26

5. 整備工場の認証制度

- 1. 分解整備事業の種類（1） 28
- 2. 分解整備事業の種類（2） 28
- 3. 認証 28
- 4. 分解整備の定義 29
- 5. 認証基準 30
- 6. 分解整備事業者の変更届 31
- 7. 整備主任者 32
- 8. 分解整備事業者の義務 32
- 9. 分解整備記録簿 33
- 10. 事業場の設備の維持等 33
- 11. 分解整備事業者の遵守事項 34
- 12. 不正改造等の禁止 35

6. 指定制度（工場関係）

- 1. 指定整備事業の指定 36
- 2. 対象自動車の指定 37
- 3. 技術及び管理組織の基準（1） 38
- 4. 技術及び管理組織の基準（2） 40
- 5. 作業場及び設備の基準 41
- 6. 自動車の検査の設備 42
- 7. 検査設備の共用 43
- 8. 設備の維持 44
- 9. 検査機器の校正 44

7. 指定制度（検査員関係）

- 1. 自動車検査員の選任 45
- 2. 自動車検査員の兼任 46
- 3. 自動車検査員の選任届 47
- 4. 自動車検査員の研修 47
- 5. 自動車検査員の解任 47

8. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による保安基準適合証の交付（法令）	48
2. 指定事業者による点検の基準	51
3. 「保安基準に適合しなくなるおそれのある部分」	51
4. 自動車検査員による証明	52
5. 自動車検査員による証明（同一性の確認・継続検査）	53
6. 自動車検査員による検査	54
7. 自動車検査員による証明（同一性の確認・中古新規検査）	55
8. 自動車検査員の服務	56
9. 自動車検査員の作業区分	58
10. 保安基準適合証の有効期間	59
11. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い（中古新規検査）	60
12. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い（継続検査）	61
13. 保安基準適合証の取扱い（記載方法）	61
14. 保安基準適合証の取扱い（走行距離計表示値の記載）	62
15. 適合標章の表示等	63

16. 保安基準適合証の取扱い（適合証綴の保存）	65
17. 保安基準適合証の取扱い（不正使用の防止等）	65
18. 保安基準適合証の取扱い（最終検査申請日）	66
19. 自賠責保険証明書の備付け	68
20. 自賠責保険の確認と保安基準適合証の交付（法令）	68
21. 自賠責保険の確認と保安基準適合証の交付（実務）	70
22. 限定保安基準適合証	70

9. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿	71
2. 指定整備記録簿の記載要領（1）	73
3. 指定整備記録簿の記載要領（2）	74
4. 指定整備事業者の罰則の適用	74
5. 保安基準適合証の交付の停止	75
6. 指定事業者の変更届等	75
7. 不正使用の禁止	76
8. 不正改造等の禁止	77

1 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

[過去出題例]

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに (1) の確保及び (2) の防止その他の環境の保全並びに (3) についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。 [29.1]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに (1) の確保及び公害の防止その他の環境の (2) 並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の (3) を増進することを目的とする。 [28.2]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに (1) の確保及び (2) の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の (3) の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。 [28.1]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、(1) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び (2) の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の (3) の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。 [29.2/27.2/27.1]
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び (1) の防止その他の環境の保全並びに (2) についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(3) を増進することを目的とする。 [26.2]
- ☑6. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに (1) の確保及び公害の防止その他の環境の (2) 並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の (3) の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。 [26.1]
- ☑7. この法律は、道路運送車両に関し、(1) についての公証等を行い、並びに (2) の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の (3) の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。 [25.2]
- ☑8. この法律は、道路運送車両に関し、(1) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び (2) の防止その他の環境の保全並びに (3) についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。 [25.1]

- ◎正解 1…①安全性 / ②公害 / ③整備 : 2…①安全性 / ②保全 / ③福祉 :
 3…①安全性 / ②公害 / ③整備事業 : 4…①所有権 / ②公害 / ③整備事業 :
 5…①公害 / ②整備 / ③公共の福祉 : 6…①安全性 / ②保全 / ③整備事業 :
 7…①所有権 / ②安全性 / ③整備事業 : 8…①所有権 / ②公害 / ③整備

[関係法令]

◆車両法◆第1条 (この法律の目的)

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

2 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. この法律で、「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び () をいう。 [27.2]